

各 位

会 社 名 不 二 硝 子 株 式 会 社
 代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 小 熊 信 一
 (コード番号 5212)
 問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 丸 山 光 二
 (TEL 03-3617-5111)

定款一部変更および監査役 1 名選任ならびに会計監査人選任に関するお知らせ

当社は、平成22年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」および「監査役 1 名選任の件」ならびに「会計監査人選任の件」を、平成22年6月29日開催予定の第77回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は第77期末現在、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、コーポレートガバナンスの強化を図るため、また、大阪証券取引所の「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第 7 条(上場内国会社の機関の設置)の規定を受け、「監査役会」および「会計監査人」を設置し、これに対応する所要の変更を行うものであります。
- (2) 会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定に従い、社外取締役および社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、またその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会社に対する賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。
- (3) その他、条文の新設、削除に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第 1 条 ~ 第 3 条 (条文省略) (機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新 設) (新 設) 第 5 条 ~ 第 16 条 (条文省略) 第 4 章 取締役、監査役および取締役会 (員 数) 第 17 条 当社の取締役は 7 名以内とし、監査役は 3 名以内とする。	第 1 章 総 則 第 1 条 ~ 第 3 条 (現行どおり) (機 関) 第 4 条 (現行どおり) (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> 第 5 条 ~ 第 16 条 (現行どおり) 第 4 章 取締役および取締役会 (員 数) 第 17 条 当社の取締役は、7 名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法) 第18条 取締役および監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役および監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(常勤の監査役) 第21条 監査役はその互選によって、常勤の監査役若干名を選定することができる。</p> <p>第22条～第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(現行定款第21条より移設)</p>	<p>(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり) (削除)</p> <p>第20条 (現行どおり) (変更案第31条へ移設)</p> <p>第21条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第27条 会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第31条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(監査役会の招集通知) <u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p>(監査役会の決議方法) <u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>
(新 設)	<p>(監査役会の議事録) <u>第34条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>
(新 設)	<p>(監査役会規則) <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>
(新 設)	<p>(報酬等) <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
(新 設)	<p>(社外監査役との責任限定契約) <u>第37条 会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
(新 設)	<p>第6章 会計監査人</p>
(新 設)	<p>(選任方法) <u>第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
(新 設)	<p>(任 期) <u>第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新 設)	<p>(報酬等) <u>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第5章 計 算 第28条～第30条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計 算 第41条～第43条 (現行どおり)</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日(予定)
 定款変更の効力発生日(予定)

平成22年6月29日(火曜日)
 平成22年6月29日(火曜日)

・監査役 1 名選任の件

1 . 監査役の 1 名選任の理由

当社は第77期末現在、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、大阪証券取引所の「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第 7 条（上場内国会社の期間の設置）の規定を受け、「監査役会」の設置を行うこととなり、監査役が 3 名以上となる必要があるため、会社法第 3 3 5 条第 3 項の規定により監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本件は「 . 定款一部変更の件」が第77回定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

また、本議案の提出にあたっては、監査役全員の同意を得ております。

2 . 監査役候補者

(1) 氏 名 井上 眞一

(2) 生年月日 昭和35年 8 月11日

井上眞一氏は、社外監査役候補者であります。

(3) 主な経歴

昭和58年 3 月 専修大学商学部 卒業

昭和61年12月 税理士試験 合格

昭和63年 6 月 井上公認会計士税理士事務所 入所

平成 2 年10月 税理士登録

現在に至る

3 . 就任予定年月日

平成22年 6 月29日（第77回定時株主総会開催予定日）

・会計監査人選任の件

1 . 会計監査人の選任の理由

当社は第77期末現在、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、大阪証券取引所の「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第 7 条（上場内国会社の期間の設置）の規定を受け、コーポレートガバナンスの強化を図るため、「会計監査人」を設置し、会計監査体制の一層の充実を図るものであります。

なお、本件は「 . 定款一部変更の件」が第77回定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

また、本議案の提出にあたっては、監査役全員の同意を得ております。

2 . 会計監査人候補者の名称等

(1) 名 称 有限責任監査法人 トーマツ

(2) 主たる事務所 東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS芝浦ビル

なお、有限責任監査法人トーマツは、現在、当社の金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項に基づく監査証明を行っております。

3 . 就任予定年月日

平成22年 6 月29日（第77回定時株主総会開催予定日）

以 上